

改正

平成26年4月1日

令和3年12月23日要綱

所沢市青少年相談員設置要綱

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を期する為、当市に所沢市青少年相談員（以下「青少年相談員」という）を置く。

(委嘱)

第2条 青少年相談員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が適当と認められた者に委嘱する。

(1) 原則として18歳以上39歳以下の者であること。ただし、市長が特に必要と認めるときにあつては、義務教育を終了した15歳以上18歳未満の者であつて、保護者の同意があるものであること。

(2) 青少年の育成指導に熱意を有し、活動力のある者であること。

(3) 青少年の心理を理解し、相談に応じることのできる者であること。

(定数)

第3条 青少年相談員の定数は、市長が定める。

(任期)

第4条 青少年相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第5条 市長は、青少年相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

(1) 職務遂行に支障があり、又はこれに堪え得ないとき。

(2) 次条第2項の規定に違反したとき。

(3) 青少年相談員にふさわしくない行為があつたとき。

(職務)

第6条 青少年相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の相談に応じ助言及び指導に当たること。
- (2) 青少年地域組織活動の助言及び指導に当たること。
- (3) 青少年健全育成について、関係機関及び団体と密接に連絡し、その機能を助けること。

2 青少年相談員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、誠実かつ謙虚にこれに当たり、職務上の地位を他の目的のために利用してはならない。

(協議会の設置)

第7条 青少年相談員相互の連絡と研修及び、相談員活動の円滑な推進を計る為、青少年相談員協議会を設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日より施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月23日要綱)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。